

# 小鳥を足環から解放しよう

2015年6月24日

鳥類標識調査(バンディング)とは、野鳥に個体識別のための足環をして放鳥し、再捕獲で情報を収集、解析する、それによって渡りの実態や生態を明らかにし、鳥類の保全施策や国際協力の推進に役立つとある。

1924年以来約90年続けられ、現在は環境省が(公財)山階鳥類研究所へ委託事業として実施している。全国で標識調査を担っているのは、鳥類に十分な知識を持ち、安全に捕獲して放鳥する技術を身につけていることを認定された鳥類標識調査員(バンダー)、全国で約450名がボランティアとして活躍しているとある。

1961年以降に標識放鳥された鳥の数は2011年に500万羽を超え、調査を通じてさまざまなことが明らかになっていると発表している。

野鳥が少ない今、かすみ網の捕獲は多くの小鳥を殺傷していると言われている。バンダーは捕獲のプロだと反論する。実態はバンダーの自己申告でしか知ることができない。

それによると、かすみ網で捕獲するときの死亡率は0.4% 1000羽で4羽になる。再捕獲率は0.28%(スズメ目)と低い。

永久に外れない①足環をつけられた小鳥たちの前に、かすみ網が何度も立ちふさがる。この蛮行に国費が使われていることを皆さんは知っておりますか。バンダーはかすみ網にかかった鳥の姿や捕獲のデータをマスコミに公開すべきだろう。

最近、身近で愛玩飼養者の摘発があり警察官と野鳥の会代表が放鳥させたと聞く。悪質な違反者には1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる。

鳥獣保護法では鑑賞目的の鳥獣捕獲はすべての種で禁止され、捕獲は生態系の保全に反するとある。野鳥の捕獲は慣行などを考慮して1950年に7種認められていたが2007年ホオジロの禁止でメジロだけ残り2012年4月からすべて禁止になった。

一方、バンディングで毎年約20万羽を捕獲しているという。私は罪のない小鳥にかすみ網を使用するバンディングに大反対だ。

かすみ網は捕獲目的での所持・販売・頒布は禁じられている。違反者は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。しかし密猟者が後を絶たないのは手にいれることができるからだ。一刻も早くこの世からなくして小鳥の数を回復させることが急務だろう。

小鳥たちが足環から解放され大空を自由に羽ばたける日が訪れることを、信じてやまない。



①